

岩手県アンサンブルコンテスト 実 施 規 定

第1章 総 則

- 第1条** この大会は「岩手県アンサンブルコンテスト」という。
- 第2条** 岩手県アンサンブルコンテスト（以下、県大会）は、各支部から推薦されたグループが参加して毎年実施する。
- 第3条** 岩手県吹奏楽連盟評議員会（以下、評議員会）は毎年11月末日までに、その年度の県大会について実施場所・日時などの必要事項を決定する。
- 第4条** 選出母体となる支部は次のとおりとする。
- | | |
|------------|----------|
| (1) 久慈支部 | (2) 県北支部 |
| (3) 盛岡支部 | (4) 花巻支部 |
| (5) 北上支部 | (6) 奥州支部 |
| (7) 一関支部 | (8) 宮古支部 |
| (9) 釜石気仙支部 | |

第2章 実施部門および人員

- 第5条** 実施部門は次のとおりとし、参加グループは所属する部門に参加するものとする。
- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 小学生の部 | (2) 中学生の部 |
| (3) 高等学校の部 | (4) 大学の部 |
| (5) 職場・一般の部 | |
- 第6条** 各グループの編成は3名以上8名までとする。

第3章 参加資格・参加規定

- 第7条** 各部門の参加資格は、岩手県吹奏楽連盟（以下、県吹連）に登録された団体に属するグループで次のとおりとする。なお、年齢については問わない。また、小学生とは学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍している児童をいい、中学生とは学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍している生徒をいう。
- (1) 小学生の部
小学校に在籍している児童とする。なお、参加形態については、以下の通りとする。
- | |
|--|
| ①単独校（従来通りの参加形態） |
| ②合同バンド
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない団体が、学校長の許可のもと編成する団体。 |
| ③地域バンド
任意の個人または団体が組織し、小学生で組織された団体。 |
- (2) 中学生の部
中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生の参加は認める。）なお、参加形態については、以下の通りとする。
- | |
|--|
| ①単独校（従来通りの参加形態） |
| ②合同バンド
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない団体が、学校長の許可のもと編成する団体。 |
| ③地域バンド
任意の個人または団体が組織し、小学生や中学生で構成された団体。 |
- (3) 高等学校の部
同一高等学校に在籍している生徒とする。
（同一経営の学園内小学校児童・中学校

生徒の参加は認める。）

- (4) 大学の部
同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む）、同一の高等専門学校に在籍している学生とする。ただし、管楽器、打楽器、コントラバス専攻学生の参加は認めない。

- (5) 職場・一般の部
当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

- 2 その他、1項(1)－②および③または(2)－②および③に該当しない団体の参加については、事務局でこれを検討し、常任理事会で参加可否を決定する。

- 第8条** 同一奏者が二つ以上のグループに出場することは認めない。

- 第9条** 参加グループの人員および資格に疑義あるときは出場を停止または失格とする場合がある。

第4章 演 奏

- 第10条** 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成は認めない。

- 2 同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。

- 3 独立した指揮者は認めない。

- 第11条** 参加グループは自由曲1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。演奏曲は支部予選で演奏したものとする。

- 2 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けねばならない。この許諾を受けないでコンテストに出場することは認めない。

- 第12条** 演奏時間は5分以内とし、これを超過した場合は審査の対象としない。

- 第13条** 部門順序と出演順序はその年度の評議員会において決定する。

第5章 審査・表彰、県代表

- 第14条** 県大会の審査員は評議員会で選出し、会長がこれを委嘱する。審査員の数は原則として5名とする。

- 2 審査方法は評議員会の定める審査内規による。
- 第15条** 表彰は各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。また、東北アンサンブルコンテストに推薦されたグループに副賞としてトロフィーを贈る。

- 第16条** 金賞受賞グループの中より次の数のグループを東北アンサンブルコンテストに推薦する。ただし、同一団体からは1グループまでとする。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 小学生の部 | ---- 2 グループ |
| (2) 中学生の部 | ---- 4 グループ |
| (3) 高等学校の部 | ---- 4 グループ |
| (4) 大学の部 | ---- 1 グループ |
| (5) 職場・一般の部 | ---- 1 グループ |

第6章 支部代表

- 第17条** 県大会に各支部より参加するグループ数(以下、支部代表数)の合計は、概ね次の通りとする。ただし、同一団体からは3グループまでとする。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 小学生の部 | 9 グループ |
| (2) 中学生の部 | 5 1 グループ |
| (3) 高等学校の部 | 3 3 グループ |
| (4) 大学の部 | 3 グループ |
| (5) 職場・一般の部 | 1 2 グループ |

- 2 支部代表数は、部門毎に以下の通り定める。
 ①中学生、高等学校の部
 各支部に支部代表数を1ずつ割り当て、支部代表数の残りの数を各支部の加盟団体数に応じて比例配分する。
 ②小学生、大学、職場・一般の部
 当該年度の支部予選出場予定数と前年度の支部予選出場実数をもとに算出する。
- 3 各部門の支部代表数は、当該年度の評議員会で決定する。
- 第18条** 各支部は近隣の支部と合同で地区予選を開催できる。
- 第19条** 各支部は毎年推薦グループを決定し、県大会開催日の三週間以前に県吹連事務局および県大会主管支部事務局に推薦・報告する。
- 第20条** 県大会出場に要する費用については参加グループが所属する団体の負担とする。

第7章 その他

- 第21条** 県大会実施にあたって評議員会が必要と認めた場合は、共催または後援団体を持つことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。
- 第22条** 県大会実行委員会は県吹連役員と主管支部役員で構成する。
- 第23条** その他開催上の細目については実行委員会が定める。
- 第24条** この規定は評議員会の議により改定することができる。

第8章 付 則

本規定は、平成8年11月1日より施行する。
 本規定は、平成10年4月21日より施行する。
 本規定は、平成14年5月11日より施行する。
 本規定は、平成16年2月14日より施行する。
 本規定は、平成16年5月8日より施行する。
 本規定は、平成19年5月12日より施行する。
 本規定は、平成20年11月8日より施行する。
 本規定は、平成21年4月18日より施行する。
 本規定は、平成24年5月3日より施行する。
 本規定は、平成26年4月29日より施行する。
 本規定は、平成28年5月7日より施行する。
 本規定は、平成30年2月4日より施行する。
 本規定は、令和2年2月15日より施行する。
 本規定は、令和3年5月1日より施行する。
 本規定は、令和5年4月29日より施行する。
 本規定は、令和6年4月28日より施行する。
 本規定は、令和7年4月29日より施行する。

※ステージへの台や反射板の持ち込みは禁止です。
 ※東北大会および県大会において、あらかじめ出演順が定められている場合、その出演順は「完全抽選」で決定する。

岩手県アンサンブルコンテスト 審 査 内 規

- 第1条** この審査内規は、岩手県アンサンブルコンテスト実施規定第14条に基づき、審査方法と賞の決定、代表の決定方法について定めるものである。
- 第2条** 審査員は、A(金)、B(銀)、C(銅)の3段階で評価する。
- 2 審査員は、審査説明会で示したA、B、Cの数を厳守し、審査を行う。A、B、Cの数は、その年度の評議員会で定める。
- 3 A評価のうち代表数+1までの団体を代表候補団体として選出し、その団体のA評価は④と標示する。ただし、代表候補団体の数は、2項のA評価の数を越えないものとする。
- 第3条** 審査員の過半数がA評価の場合は金賞、過半数がC評価の場合は銅賞、それ以外を銀賞とする。
- 2 不測の事態により審査員が偶数になった場合も1項に基づいて賞を付与する。ただし、それぞれの評価が半数となった場合は銀賞とする。
- 第4条** 代表は④が過半数の団体のうちその数が多い団体から選出する。ただし、その数が同数の団体が複数ある場合はA評価の数が多い団体から選出する。
- 2 1項で代表数を満たさない場合、④が次に多い団体のうちA評価の数が多い団体から選出する。ただし、A評価の数は過半数とする。
- 3 2項で代表数を満たさない場合、A評価が多い団体から選出する。
- 4 1項、2項または3項において、代表選出が困難な場合は審査員の投票により選出する。
- 5 不測の事態により審査員が偶数になった場合も、1項から4項に基づいて選出する。
- 第5条** 第3条、第4条に基づいて、大会会長が賞と代表を承認、決定する
- 第6条** 審査結果の処理は、大会会長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。
- 第7条** 審査一覧表は、参加団体に配布する。
- 第8条** この審査内規は、評議員会の議決により、改定することができる

附則

この内規は、平成29年11月1日より実施する。
 この内規は、令和3年5月1日より実施する。